

平成30年7月9日

〒530-8556

大阪市北区曾根崎2丁目2-1

全柔協会館・梅新21ビル

全国柔整師協会 殿

白山市健康福祉部保険年金課

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について

平素から、白山市の国民健康保険事業にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、白山市で発行しております「国民健康保険被保険者証」および「高齢受給者証」について、下記のとおり変更いたしますので、今後の取り扱いにご留意いただくとともに、貴会員の皆様にご周知をお願いいたします。

なお、このご案内は、白山市に療養費請求をされたことがある施術所またはその施術所から療養費に係る業務を受託している事業者および団体あてに送付させていただいております。当面、白山市に申請予定がない場合につきましては、ご了承ください。

記

1. 「被保険者証」および「高齢受給者証」の一体化について

現在、70歳以上の国民健康保険加入者が医療機関を受診する場合、「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚を窓口に提示していただいておりますが、被保険者の利便性向上のため、両者を一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」といたします。「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」には「高齢受給者証」に記載されていた「発行期日」および「負担割合」が記載されます。

2. 新様式被保険者証の一斉更新時期について

平成30年8月1日

3. 被保険者証の名称について

「石川県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に変更となります。

(70歳未満の方は、石川県国民健康保険被保険者証)

(裏面に続く)

4. 療養費の請求先・書類送付先について

新様式の被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証において、白山市は「交付者」となっておりますが、かわらず「保険者」でもありますので、療養費の請求および申請書の送付はこれまでどおり白山市へ行ってください。白山市に請求があった分は白山市が支給処理を行います。

5. 資格取得日について

これまで「取得年月日」として記載されていましたが、「適用開始年月日」に変更となります。適用開始年月日以降の受診分についてご請求ください。

白山市健康福祉部 保険年金課保険年金係
事務担当 森元
TEL 076-274-9528 (直通)
FAX 076-274-9519